



令和4年 (2022年) 2月16日(水)

No. 15595 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.jp/

目次

☆ドイツにおける特許権行使のトレンド(7)
-統一特許裁判所(UPC)制度に備える・ドイツにおける近時の裁判例-(1)

ドイツにおける特許権行使のトレンド(7)

-統一特許裁判所(UPC)制度に備える・ドイツにおける近時の裁判例-

マイスナーボルテ特許法律事務所
ドイツ弁護士 眞峯 伸哉

欧州最大の特許訴訟国ドイツで、訴訟制度の変革が進んでいる。

前回の報告のとおり、2021年8月、ドイツ特許法の改正法が施行された1。かかる改正はドイツの特許訴訟制度の利便性を高め、とりわけ侵害訴訟と無効訴訟の分離によって生じる差止ギャップに対処しようとしている。すなわち、侵害裁判所における侵害論の審理期間(9~18ヶ月)と連邦特許裁判所に

おける無効論の審理期間(2年超)の間に隔たりが存する中、連邦特許裁判所に係争特許の有効性に関する見解を早期(6ヶ月以内)に開示させることで、その見解を踏まえた侵害裁判を可能にしようとするものである。そのため、当事者・代理人においては、準備作業を前倒しで行うことが必要となっている。

前述した改正に加え、2022年1月19日、UPC協定の暫定適用に関するプロトコル(PPA)が発効した。

M&M 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門 京都 所員数 約180名 在籍弁理士 51名 www.miyoshipat.co.jp

Table listing staff members and their roles, including titles like 会長, 副会長, 所長, and various legal titles like 弁理士, 特別相談役, 顧問.